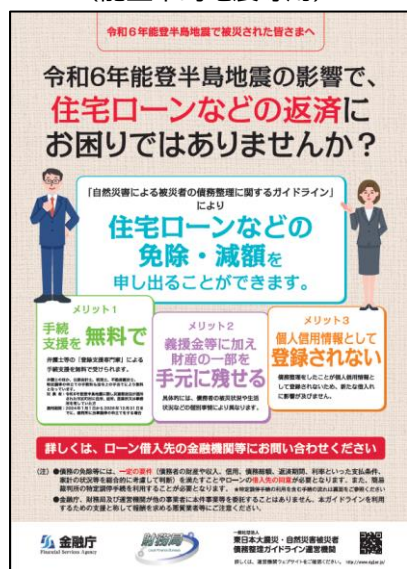


令和6年能登半島地震の影響で、 住宅ローンなどお借入れの返済に お困りの被災者の方へ

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
をご存知ですか？

自然災害ガイドラインのチラシ
(能登半島地震専用)



ガイドラインを利用することで、

**住宅ローンなどの免除や減額
を申し出ることができます。**

ガイドラインを利用する**メリット**は、

- 1 弁護士などの「登録支援専門家」の相談・支援が無料です。
- 2 現預金などの財産の一部を手元に残せます。
(注)被災状況や生活状況などにより金額は異なります。
- 3 自己破産ではないので、新たな借入れに影響ありません。

ガイドラインの手続きの流れはチラシに掲載がございますので、併せてご確認ください。

手続きが難しそうだし…、

私たちの被災状況や借入状況で
ガイドラインを使えるのかな？

まずは**ローンの金額が一番多い
金融機関**にガイドラインの利用を
希望することを**連絡しましょう！**

お手元に借入状況などの資料のご用意をお願いします。

弁護士への相談もお勧めします。

被災者向けの無料相談会など、無料で相談できる
機会もありますね。

【裏面のQ & A もご覧ください】



ガイドラインの Q&A

手元に不動産は残せる？
どんな支援を受けられる？
どのくらい時間がかかる？

Q 法律や金融関係の難しい手続きを、自分だけで行う自信がありません。登録支援専門家はどんな支援をしてくれますか。

A 登録支援専門家は、必要な書類の作成や金融機関との協議など、**ガイドラインの手続きの伴走支援**を行います。申出人は法律や金融の知見がなくても大丈夫です。
なお、国の補助により**無料で支援を受けられます**。

Q ガイドラインの手続きはどのくらい時間がかかりますか。

A 利用される方のローン残高や借入先の数、資産の状況等によりますが、平均 **約1年** かかります。

Q 債務整理が成立するまでの間は、ローンの支払いは必要ですか。

A 不要です。
金融機関に債務整理を申し出て、金融機関に書類が受領されたときから、債務整理が終了した日までの間は、ローンの返済や督促は一時停止します。

Q 債務整理をしても家や土地を手元に残すことはできますか。

A できます。
ただし、家や土地を手元に残す場合には、その家や土地について登録支援専門家が公正に評価した金額を、一括又は分割で支払う必要があります。
(手元に残した家や土地以外のローンについては債務整理が行われます。)

Q 新しいローンを組んでからガイドラインを利用できますか。

A **利用できません**。
ローンを組む前にガイドラインを利用する必要がありますのでご注意ください。

上記は一部になります。他のQ&Aもこちらに掲載されていますのでご確認ください。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」Q&A

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline_qa.pdf

